平成２５年（フ）第１３５号
兵庫県姫路市林田町下構98番地２
破産者　藤野ネットこと　藤野　弘喜
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８４８号
広島市安佐南区中筋２丁目13番２号、開始決定時の住所広島市安佐北区安佐町鈴張5011番地の２
破産者　長野　和裕
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４１号
広島市安佐北区亀山西２丁目33番１号
破産者　株本　貞信
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２号
長崎県長崎市野母町4022番地
破産者　松川　廣美
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
熊本市西区二本木３丁目９番26号　ＪＲ二本木アパート16号室、前住所熊本市南区野口１丁目７番13号　エスポアールアイＡ棟102
破産者　辻　　雄一
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１３号
愛知県あま市上萱津北ノ川３－２　スペリア甚目寺弐718、住民票上の住所熊本市西区池田２丁目25番３号
破産者　徳永　　央
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２６号
熊本市西区春日４丁目４番４号
破産者　辻口　裕司
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
宮崎市本郷１丁目14番10号、前住所宮崎市大字赤江字飛江田1247番地　セントヒルズマリーナ宮崎壱番館805号室
破産者　平田　俊也
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字塚合101番地１
破産者　佐々木久一
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６１号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高203番地の１　成田アパート１号、前住所福島県会津若松市町北町大字中沢字中地132番地
破産者　佐藤　恒雄
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１３１８号
兵庫県尼崎市東難波町２丁目７番11―203号
破産者　甲斐　雅一（旧姓有木）
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５５９号
横浜市旭区中白根２丁目19番16号
破産者　花元　英雄
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５７号
神奈川県藤沢市本町４－１－３　原アパート101、破産手続開始決定時の住所神奈川県藤沢市藤沢831番地の17
破産者　亀田　浩美
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５８号
横浜市中区麦田町１－２－６　コローレ石川町204、破産手続開始決定時の住所横浜市中区麦田町１－２　ヒルサイドコンドミニアムⅡ204
破産者　亀田　千尋
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３０号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区11棟402号
破産者　保刈　正行
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８号
新潟県新発田市豊町４丁目９番16号
破産者　高野　　敦
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１０号
岐阜県揖斐郡池田町八幡1058番地の７
破産者　木村　安彦
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
静岡市清水区飯田町３番50号　203号
破産者　柳川　　仁
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部